

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付		
税 目	石油石炭税（租税特別措置法第 90 条の 6、租税特別措置法施行令第 50 条）		
要 望 の 内 容	農林漁業用国産 A 重油の石油石炭税還付措置の適用期限を 2 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲3,446 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>農林水産業の振興策の一環として、農林漁業用の輸入 A 重油について石油税（現在の石油石炭税）の免税措置が講じられていたが、国産 A 重油についても、平成元年度改正で、石油税（現在の石油石炭税）が農林漁業用 A 重油の製造者に還付されることとなった。</p> <p>本措置は、輸入品の石油石炭税が免税されているのに対し、原油等を処理して生産される国産品については、原油段階で石油石炭税が課され、不均衡となっていた制度を是正したものであることから、適用期限を延長する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>輸入品の農林漁業用 A 重油については、石油石炭税の免税措置が講じられている（別途、適用期限の延長を要望中）一方で、国内の製油所で原油等を処理して生産される国産の農林漁業用 A 重油については、原油段階で石油石炭税が課されることになる。したがって、国産品と輸入品のイコールフットィングを確保する観点から、当該還付措置を講じる必要がある。</p>		

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. 資源エネルギー・環境政策
		政策の達成目標	農林漁業用A重油の国産品と輸入品のイコールフットィングを維持し、農林漁業用A重油の安定的な供給を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間
		同上の期間中の達成目標	農林漁業用A重油の国産品と輸入品のイコールフットィングを維持し、農林漁業用A重油の安定的な供給を図る。
		政策目標の達成状況	本制度により、農林漁業用A重油の国産品と輸入品のイコールフットィングが維持され、農林漁業用A重油の安定的な供給が確保されている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	○適用期間内における適用事業者数 9社（平成22年度） ○適用事業者の範囲の見込み 9社 （石油連盟調べ）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	仮に本措置がない場合には、原油等を処理して生産される国産の農林漁業用A重油は、輸入品とのイコール・フットィングが損なわれ、国内企業の競争力低下を招く。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	施設園芸をはじめとする農業及び漁業経営の負担軽減を通じて農業・漁業の経営安定に資し、国民への野菜等農産物及び水産物の安定供給を図るため、以下の措置を講じている。 ○租税特別措置法第90条の4： 農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税相当額の免税措置 ○関税暫定措置法第2条： 農林漁業用輸入A重油に係る関税の無税措置
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>農林漁業用A重油の国産品と輸入品間のイコール・フットイングを実現するものであり、公平な競争条件の確保に資するものと評価できることから、補助金による補てん等に比べ効果的かつ効率的な措置である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p><適用数量> 平成18年度 2,201千kl 平成19年度 2,180千kl 平成20年度 1,685千kl 平成21年度 1,689千kl 平成22年度 1,689千kl (実績見込み) 平成23年度 1,689千kl (見通し) 平成24年度 1,689千kl (見通し)</p> <p><還付額> 平成18年度 4,490百万円 平成19年度 4,447百万円 平成20年度 3,437百万円 平成21年度 3,446百万円 平成22年度 3,446百万円 (実績見込み) 平成23年度 3,446百万円 (見通し) 平成24年度 3,446百万円 (見通し)</p> <p>(農林水産省調べ)</p> <p>還付額は、実際に農林漁業用A重油還付の手続を行う全農・全石連等の団体からの実績値を集計し、算出した。平成22年度以降の見込みは原油価格の変動等により実績値が異なってくるため、推計し難いことから、平成21年度の実績値を据え置きとした。</p> <p>また、本措置の対象は、農林漁業者のうちA重油を使用する者全て（施設園芸農家約19万戸（2010年農林業センサス）、漁業者約14万人（2010年漁業センサス）が対象となる見込み）であり、対象が特定の者に偏っていたり、僅少ではない。</p>
		<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>課税済みの原油等から国内において製造されたA重油で農林漁業の用に供するものについて、石油石炭税を還付し、原料調達条件の国際的なイコール・フットイングの確保することにより我が国への農林漁業用A重油の安定供給が図られている。</p>
		<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>農林漁業用A重油の国産品と輸入品間のイコールフットイングの維持を図り、農林漁業用A重油の安定的な供給を図る。</p>

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>課税済みの原油等から国内において製造されたA重油で農林漁業の用に供するものについて、石油石炭税を還付し、原料調達条件の国際的なイコール・フットイングを確保することにより我が国における農林漁業用A重油の安定供給が図られている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成元年度 創設（石油税2,040円/KL（従量税）） （以降、1年若しくは2年ごとに延長） 平成15年度 石油石炭税2,040円/KL（従量税） （以降、2年ごとに延長） 平成23年度 1年延長</p>